

# 幕末期北浦漁村の社会構成について

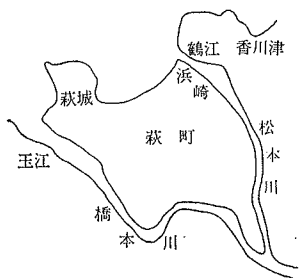
——鶴江浦戸籍帳の分析——

石川敦彦

はじめに

萩藩の作成した戸籍帳には、文政九年から明治初年にわたる家族構成のほか家産内容が記録されている。したがって戸籍帳の分析によって幕末期の社会構成を知ることがができる。これまでに、紫福村―山間部農村、明木村―往還筋村落、曾根村―瀬戸内塩業地をとりあげてきた。<sup>①</sup>本稿では浜崎幸判鶴江浦の戸籍帳を分析の対象とし、幕末期における浦方―日本海沿岸の漁業集落の社会構成を

図1 鶴江浦位置図



鶴江浦絵図 (部分)



幕末期北浦漁村の社会構成について

明らかにしたいと思う。

一 史料について

戸籍帳（戸籍帳とは簿冊をさし、一軒分の戸籍は単に戸籍という）は、渋紙の台紙の「一丁の片ひらえ半紙をはり掛け、片ひら一面一軒分」とし、戸主が死亡して代替りするとき、「下地之紙其儘差置、後代之分上え新二張懸」<sup>⑥</sup>けることになっている。各家の戸籍には、戸主以下の家族構成員の名前、出生死亡、婚姻別家等の異動のほか、軒役、宗旨旦那寺、田島畝石、牛馬廻船漁船、商売体などを記載することになっている。巻末には各年度の集計（初め三月改、弘化三年から八月改）がある。

鶴江浦の戸籍帳は体裁ともに明らかに公簿である。しかし戸籍帳を点検していくと、いくつかの欠陥があるのに気づく。そのため史料価値を大いに減殺することになった。問題点を列挙すると次のようなものがある。

- 一 死亡転出転入のさいは、その異動の年月日地名を書き入れることになっているが、記入されていないものが大変多い。
  - 二 「〇〇年当浦の別家」とあるのに、その受皿となるべき新しい家の戸籍が見つからない（二〇件ある）。
  - 三 新たに別家した家と考えられるのに、別家の年月、出自出身の地名の書き入れがない。
  - 四 本百姓とだけあって、具体的な軒役の記入がないものが多い。
- 次に、一概に欠陥とはいえないが、同一戸主の戸籍が内容に大差ないままに二枚三枚とはってある例も多い。こうした戸籍の書き替えのとき、何の但し書もないまま改名がなされるものや、生年月日の変更がなされるものがあった、続柄の判断できないものがある。これまで幾つかの村の戸籍帳を調べてきた（未発表分を含む）が、鶴江浦戸籍

帳ほど史料操作、指数抽出のしにくいものはない。このような欠陥のある理由について、大胆な憶測であるが次のように考えてみた。年貢徴収の厳しい村方に対し、生産の態様が「水モノ」である浦方の性格を反映して、かつ地域が狭く組内が掌握しやすいために、記載の仕方が大まかになったのではないかと。

鶴江浦は、毛利氏の居城萩の東端を流れる松本川の川口の右岸に位置し（図1参照）、城下町に生鮮魚を供給する漁村集落であった。幕末期の村浦明細書として有名な『防長風土注進案』<sup>⑦</sup>では浜崎宰判の巻を欠くので、詳細を知ることができない。『防長地下上申』と「郡中大略」によると、表1のようなようである。行政的には一人の庄屋のもとに上組と下組とに分かれ、それぞれ畔頭が管轄した。したがって上組下組二冊の戸籍帳が作成され、それが残っているのである。鶴江浦の地勢から、二組を区分けして分析する必要はないと考えられる。戸籍の記載は文政九年三月改に初まる。終りは、「当申ノ八月三日送り差出」（転出絶家）とあるので、明治五年と判断される。但し戸籍帳巻末の集計は明治元年までしかない。なお牛馬商売体に関する記載はない。

表1 鶴江浦概要

	海上石	浦屋敷石	戸	男	女	漁船
地下上申	石 97,4.8.8	石 9,5.7.2	99	149	217	51
郡中大略	97,4.8.8	11,0.2.8	154	407	351	116

地下上申は元文期、郡中大略は安政期の数値である。

二 戸数

鶴江浦の戸数の変遷については、まず戸籍帳巻末の集計を紹介する（表2）。幕末期四十数年の間、一度も減少年のないまま一〇戸増えるという漸増のパターンをとっている。本百姓は三軒、門男は七軒の増である。単年度増加の著しいといっても三軒にすぎないが、天保一三年の門男である。集計では、転出や死亡で減少があっても新

しく家を興す者があってその数が均衡すれば、数値に変動がおこらない。したがって減少年がないからといって、絶家がないわけではない。実際には絶家に対する新別家の補充という事象—家の興廢が、思いのほか多いものである。<sup>⑥</sup>家の興廢の実態を知るには、個々の家の戸籍にあたらなければならぬ。ところが鶴江浦では、前章で述べたように記載もれがあるので、先稿で試みたような手法によって戸数変遷の実態をつかむことはできなかった。しかし戸籍帳の点検によって次のようなことがわかった。

二冊の戸籍帳には、合せて一六八軒（「一丁の片ひら……一面一軒」として）の戸籍がある。そのうち文政九年の戸籍編成時であった家は一〇二軒と判断された。表2の数値、文政九年一四四軒と大きく異なる。始期不明の新別家（四新別家 表6参照）をすべて文政九年にくりあげてもこの差を埋めることはできない。したがってこの差は、新別家の戸籍を新たに編成するとき、絶家して不要となった戸籍をはいで、そのあとに新別家の戸籍をはったことに

表2 戸数の変化

年	(AD)	門		計	
		本	男		
文政	9 (26)	86	58	144	
	10 (27)	86	58	144	
	11 (28)	86	58	144	
	12 (29)	86	58	144	
	天保	1 (30)	86	59	145
		2 (31)	86	60	146
		3 (32)	86	61	147
		4 (33)	86	61	147
		5 (34)	86	61	147
		6 (35)	86	61	147
	7 (36)	86	61	147	
	8 (37)	86	61	147	
	9 (38)	86	61	147	
	10 (39)	86	61	147	
11 (40)	86	61	147		
12 (41)	86	61	147		
13 (42)	86	64	150		
14 (43)	87	65	152		
弘化	1 (44)	87	65	152	
	2 (45)	87	65	152	
嘉永	3 (46)	87	65	152	
	4 (47)	87	65	152	
	1 (48)	87	65	152	
	2 (49)	87	65	152	
	3 (50)	89	65	154	
	4 (51)	89	65	154	
安政	5 (52)	89	65	154	
	6 (53)	89	65	154	
	1 (54)	89	65	154	
	2 (55)	89	65	154	
	3 (56)	89	65	154	
	4 (57)	89	65	154	
万延	5 (58)	89	65	154	
	6 (59)	89	65	154	
	1 (60)	89	65	154	
	2 (61)	89	65	154	
	3 (62)	89	65	154	
	1 (63)	89	65	154	
元治	1 (64)	89	65	154	
	1 (65)	89	65	154	
	2 (66)	89	65	154	
治應	3 (67)	89	65	154	
	1 (68)	89	65	154	
明治	1	89	65	154	

よるのではないかと考えるのである。この一〇二軒のうちの三軒は明治になって死亡によって絶家する。残り九九軒は明治五年まで連続する家である。ただしこの九九軒のうち七軒は一度絶家（死亡四、養子一、不明二）し、そのあとをまったく血縁関係のない人が引継ぐ。その時期は、天保期四、嘉永期二、明治期一である。絶家のあとただちに引継いだのかどうか、そのあたりを徹す記載がないので、新旧両者の関係がわからない。一応連続軒としておく。文政九年以降、新しく別家あるいは他村から転入して興くる家が六六軒ある（詳しくは四新別家参照）。このうち四軒が絶家する。絶家は明治に入ってからで、理由は死亡二、転出が二である。六二軒が明治まで続く。結局明治五年には一六一軒の家があることになる。表2は明治元年までの統計であるが、一六一という数は妥当しよう。

### 三 階層分布と漁業

萩藩における農民層の階層分析に用いられる基準に軒役がある。本軒、半軒、門男などがそれである。この区分は門役銀上納の額によったが、それはまた石高に応じて割付けられたという。例えば一〇石以上を本軒、五石以上を半軒とした。この石高の基準は時代や地域によって差異があるのに、これまでの研究ではこの基準を短絡的に用いて階層分析がなされてきた。戸籍帳の分析によれば軒役と石高基準との間には乖離があるので、こうした分析の仕方については先稿において疑義を呈してきた。浦方—漁村においてはどのような関係があるであろうか。結論を急げば、田畠石高による階層分析は意味を持たないといえる。

まず石高によって階層の分析を試みる。こゝでは戸籍への記載が比較的くわしい文政九年度からある一〇二軒の家に限定して考察する。軒役別石高別に戸数の分布と漁船の所有のありさまを表示したのが表3—1である。

本軒の石高は、一〇石はおろか二石にも満たない。石高の最高は半軒の一石六斗一合（畠一反五畝十七歩、七斗一升五合、畠二反二畝

八升(但香川津分入作)にすぎない。八割方の八二軒は一石未満の石高である。その土地の多くは「屋敷畠」で、表9に示すように狭い面積である。まとまった畠は隣の香川津への出作りである。それでも一家の主食を賄うには十分な面積とはいえない。

明治五年度についてみると表3-12のようなになる。家は九九軒に減ずる。石高の点では、一石台と無高層とで各三軒減じ、中間層の一石未満が三軒ふえたという形をとる。軒役からみると、本軒と門男とが大きく減り、軒役不明の本百姓に集中する。別言すれば軒役の戸籍への記載がずさんになってくるのである。あるいは、幕末期の浦方においては、軒役が意味を持たなくなったのかも知れない。

鶴江浦は漁業によって成立つ。したがって第一の生産手段は漁船で、田畠ではない。そこで漁船の所有状況を文政九年度についてみる(表3-1参照)。一〇二軒のうち漁船を持つのは八二軒で、うち一四軒は二艘持っている。したがって漁船の総数は九六艘である。軒役の視点からみると門男は三六軒のうち二八軒が三〇艘持つ。本百姓にくらべるとやゝ所有率はさがすが、軒役不明の本百姓層よりは所有率が高いので、漁

表3-1 軒役別石高漁船数(文政9)

軒役	石高			計 戸 漁船
	無高	0	1	
本軒		7 (3) 7	1	8 (3) 7
半軒		22 (5) 20	3 (1) 2	25 (6) 22
2歩5		8 (2) 8	1	9 (2) 9
本百姓	1	21 (1) 16		22 (1) 16
門男	13	8 (2) 20		36 (2) 28
不明	1	1		2
計	15 8	82 (13) 71	5 (1) 3	102 (14) 82

無高は石高の全くないもの、0は1石未満の石高、1は1石以上2石未満。漁船の( )は2艘持つもの。以下同

表3-2 軒役別石高漁船数(明治5)

軒役	石高			計 戸 漁船
	無高	0	1	
本軒			1	1
本百姓	(2)	70 (8) 55	1	71 (2) 55
門男	6 (4)	15 (1) 7		21 (4) 7
計	6 (6)	85 (9) 62	2	93 (6) 62

戸の( )は石高が不明のもの。以下同

船の所有の如何が軒役に結びつくともいえない。石高との関係でみると、無高でも門男一三軒中の八軒が各一艘ずつ持つ。一石未満層では七一軒で八四艘持つ。うち本軒は七軒で一〇艘、半軒は二二軒中二〇軒で二五艘、二歩五朱軒は八軒で十艘、門男は二三軒中二〇軒で二二艘、軒役不明の本百姓は二一軒中一六軒で一七艘持っている。一石台では、半軒は二軒で三艘、二歩五朱軒は一軒で一艘。ランクでは一番上の本軒(屋敷畠四斗三升八合)は漁船を持っていない。もっともこの家は、天保九一二年に庄屋、続いて同年から大庄屋を勤めている家である。

明治五年の漁船の所有状況(表3-12、表4参照)は、一六一軒中七五軒で八六艘、うち一一軒が二艘持っている。石高別にみると、一石台の二軒は漁船を持たず、無高層は二軒で二艘しか持たない。一石未満層が独占しているといつてよい。軒役別にみると、軒役不明の本百姓層が九二軒で七四艘と、八六艘中の八六%を占有する。これに対して門男は六八軒中の一〇軒で一二艘持っているにすぎない。その所有率は一三%と大変低い。門男(特に新別家)の低いことについてはまた後にのべる。

文政九年以降に新たに別家した家について、明治五年度の状況は表4のようなになる(別家時のようすは次章でふれる)。家数は四軒減って六二軒になる。一石未満層は二四軒から三軒増えて二七軒となり、無高層は四二軒から三五軒に減少する。高持層が増えたとはいえ、「屋敷畠」の所有者が増えたにすぎない。新別家グループとしての漁船の所有率は、六二軒中の一三軒が一五艘持つだけで、二割台の低さである。本百姓に限ると五割になるが、門男は四三軒中三軒四艘と、所有率は一割にも達せず大変低い。

次に戸籍帳巻末にある漁船数を表示すると表5のとおりである。総数でみると、弘

表4 新別家石高漁船数(明治5)

軒役	石高			計 戸 漁船
	無高	0	1	
本百姓	2	17 (1) 9		19 (1) 10
門男	33	10 (1) 2		43 (1) 3
計	35 2	27 (2) 11		62 (2) 13

化四年までは前年比マイナスの年がほとんどなくて漸増し、一二四とピークをつくる。しかし嘉永五年には一一六と減少して、以後その数で明治に及ぶ。本百姓対門男という関係では、文政九年は二対一の割合である。門男層では天保初年三一艘になったこともあるが、嘉永五年からは文政九年より一艘減の二六艘である。これに対して本百姓層では、天保末年を境に急増して九〇艘台にのせ、門男との比率を三対一とした。戸数との関係で漁船の所有率をみると、明治元年には、本百姓の八九軒九〇艘（二〇一%）に対し、門男では六五軒二六艘（四〇%）と、所有率に大きな差がある。巻末の「集計」による明治元年の漁船数は一一六艘であるが、個々の戸籍を点検して得た数は八六艘（表3—2、表4参照）である。両者の間には三十艘の差がある。この差のおこるゆえんは、戸籍各般の記載の仕方から判断して、個々の家の戸籍への記載は怠られているが、浦全体としての数の把握は正しくなされている、と考えべきではないかと思う。この推測に誤りがなければ、さきにのべた明治五年度の門男層の低所有率（二三%）は、もっと向上するであろう。なお明治元年の「集計」の丁に「廻船老艘」とある。廻船所有の状態を知るため、各家の

表5 漁 船 数

年 (AD)	計		
	本百姓	門男	
文政 9 (26)	68	27	95
10 (27)	68	27	95
11 (28)	68	27	95
12 (29)	68	27	95
天保 1 (30)	68	27	95
2 (31)	64	31	95
3 (32)	64	31	95
4 (33)	67	31	98
5 (34)	68	30	98
6 (35)	68	30	98
7 (36)	68	31	99
8 (37)	70	28	98
9 (38)	69	28	97
10 (39)	73	26	99
11 (40)	73	26	99
12 (41)	71	27	98
13 (42)	71	26	97
14 (43)	87	24	111
弘化 1 (44)	89	25	114
2 (45)	89	25	114
3 (46)	93	28	121
4 (47)	96	28	124
嘉永 1 (48)	96	28	124
2 (49)	92	29	121
3 (50)	93	29	122
4 (51)	93	29	122
5 (52)	90	26	116
6 (53)	90	26	116
安政 1 (54)	90	26	116
2 (55)	90	26	116
3 (56)	90	26	116
4 (57)	90	26	116
5 (58)	90	26	116
6 (59)	90	26	116
延文 1 (60)	90	26	116
2 (61)	90	26	116
3 (62)	90	26	116
4 (63)	90	26	116
治 1 (64)	90	26	116
元 1 (65)	90	26	116
慶 2 (66)	90	26	116
2 (67)	90	26	116
3 (68)	90	26	116
明治 1	90	26	116

戸籍をたんねんに点検したが、残念ながら廻船に関する記載はまったくみつからなかった。

軒役は百姓の盛衰によって割替えることになっているが、しだいに家格化していったといわれる<sup>⑥</sup>。この説についてまず先に先稿<sup>⑤</sup>において疑義を呈しておいたが、鶴江浦においてはどうかであろうか。

文政九年一〇二軒のうちから絶家と中断の家一〇家を除き、残り九二軒について、軒役が明らかに変わらない家はただの七軒にすぎない。これ以外については、次のように何らかの変動がある。初め半軒など軒役が明記してあったものが、のち本百姓とのみ記載されて軒役の不明になった家は四三軒。初めから本百姓としかないので二軒。単純にあるいは複雑に軒役が変わった家は四〇軒の多数にのぼる。この四〇という数は高率である。軒役が不明になった四三を加えるとさらに高率となる。軒役の家格化、つまり固定的なものとする考え方は、鶴江浦では妥当しない。では軒役変更の理由は何であろうか。石高の変動は一石の範囲をこえないし、漁船の所有状態の変化ともいいがたい。遭難などによる家産の傾きであろうか。変更の理由は、残念ながら戸籍からは読みとれない。

鶴江浦は漁業を第一の生業とするので、漁船が最大の生産手段である。田畠畝石は高くない。したがって畝石が本百姓門男を区分けする基準とはならないであろう。漁船の所有については、漁船を持たない本軒百姓もいれば、二艘持つ門男もいるので、漁船の所有が本百姓と門男とを分ける基準になっていない。なお九七石余の海上石は「浦引受」<sup>⑦</sup>、つまり浦全体の負担で、個々の家は直接かかわらない。それゆえに海上石は軒役に関係しない。藩政時代は二六〇年続く。軒役は時と共に地域により変わるであろう。変わるものを変わらない物差として、階層分析の尺度に用いるには無理がおこる。

次に鶴江浦の漁業についてみておこう。『防長地下上申』によると、元文期には、鶴江浦の総船数は五一艘、漁場は浜崎宰判七浦の入会で、大敷網代は四カ所、「真名板のハナ」から沖へ向ってだんだんに敷くとある。同じく同書

の成年(寛保二か)の差出しには次のようである。網船二艘は八月頃から翌年の三月頃まで鰯漁をする。漁船の数は五四艘。常時釣漁ほこ漁を行なう。もっとも小鰯網四ツ張網漁も行なっている、と。くだって天保期には、「鶴江浦之儀ハ沖漁一偏之働を以渡世仕」、「近年先年と違ひ近方ニ而モ漁事無数無余儀遠海ニ罷出」るようになったという。『防長地下上申』の記述とあわせると、元文寛保の頃は沿岸漁が中心であったようであるが、漁獲が減ってきたのでやむなく遠海―見島周辺―の漁場に行くようになり、沖合漁業が主体になったということである。なお漁船には船頭一人に舸子が三人または二人乗組むのが一般的であった(五章参照)。

四 新 別 家

文政九年以降に別家した六六家について考察を加えるが、戸籍への記録が不完全であるが故に、十分な指数が得られないという問題が残る。

別家時の年次をまとめたのが表6である。年次のはっきりしたものは四五にすぎない。三分の一に相当する二一家は年次が判明しない。表からは万延以降の別家が多いようであるが、もし二一家の年次がわかれば(不可能に近いけ

表6 新別家の年次

文政	11 (28)	1	
天保	3 (32)	1	1
	4 (33)	1	1
	5 (34)	1	3
	10 (39)	1	1
	11 (40)	1	1
	12 (41)	1	1
弘化	14 (43)	1	1
	1 (44)	1	1
	2 (45)	1	2
	3 (46)	2	2
嘉永	1 (48)	2	1
	2 (49)	2	2
	4 (51)	1	1
	6 (53)	1	1
安政	2 (55)	1	1
	4 (57)	1	1
	5 (58)	1	1
万延	1 (60)	4	4
	文久	1 (61)	2
元治	1 (62)	2	2
	2 (63)	2	2
	3 (64)	1	1
慶応	1 (65)	2	3
	3 (67)	3	2
明治	1 (68)	2	2
	2 (69)	3	3
小年	次 不 計明	45	21
総	計	66	

表7 新別家の出身地

鶴香大椿松浜山寺家不	川	江津島東本崎口	17
		来明	2
			1
			2
			1
			1
			1
			6
			1
			34
計	66		

れども)表6の分布も変りうるので、これ以上のコメントはさし控える。

新別家の出身地を調べると表7のようになる。一番多いのは出身地不明の三四で、過半数をこえる。次に多いのは地元鶴江浦からの別家で一七を数え、四分の一に相当する。三位は寺の六。例えば「萩玄徳寺育ニて出切送りを以來」とある。口べらしのため寺にやられ、下働をしている者が寺を出て独立するのであろう。寺は萩が多い。次に家来というのは、「福井久兵衛様御家来ニテ……」とある。家来とはいえ、同様に従僕下男の類ではなからうか。山口(後河原町)を除き、他はいずれも近隣の地である。「当浦の別家」とありながら、それを受ける戸籍のないものが多いことはすでに一章で述べたが、そのことから不明三四の多くは、鶴江浦からの別家と考えてもよいと思う。

別家したとき(表6のように年次は異なるが)の家産の状態をみると、表8のようになる。六六軒中の四六軒は門半軒に格付けされた一軒(天保一五年八月別家)は、無高で漁船も持っていない。門半軒に格付けされた二艘の漁船を持つ者(一)もいるが、概していえば、門男が持つ船の所有率は大変低いといわざるをえない。たゞ前章でふれたように、漁船の戸籍への記入がもれている場合が相当数あるものと考えられる。

六六軒の新別家のうち、実家のようなすが追跡できるのは一七軒にすぎない。それを示すと表9のようになる。実家の状況についてみると、一七軒中の一五軒が本百姓である。漁船も一軒の実家が(うち四軒は二艘)持っている。別家をした者のようすをみると、軒役がはっきりしているのは半軒↓半軒の一(表9の②)のみで、本百姓(本軒等を含む)↓本百姓(軒役不明)は八、本百姓↓門男六、門男↓本百姓一、門

表8 別家時の石高漁船数

軒役	石高			計
	無高	0	戸 漁船	
半軒	1		1	1
本百姓	4	15	19	4
	1	3	46	(1) 4
門男	37	9	46	(1) 4
	1	(1) 3		
計	42	24	66	(1) 8
	2	(1) 6		

男↓門男一となる。高持の者は七に対し、無高は一〇。高持といっても一斗以下。多くは「屋敷畠」で、中には六坪という少ない者もある。彼らにとって最大の生産手段である漁船は、一七軒中の七軒が持つ。この割合は、新別家六六軒中八軒九艘という所有率にくらべると、大変な高率である。表9の①は初め二艘であったのが消して一艘に改められている。別家にさいして漁船を分与したと考えられる。

別家した者の実家での続柄をみると、表10のようになる。次男が多いことは理解できるが、長男もまた次男と同数ある。あとを継ぐべき養子が別家し、あるいは戸主が長男に譲って末子をつれて別家する例もある。当時の庶民にとっては、長子相続

表10 別家の続柄

戸長次三養育	1
主男男男子	5
計	27

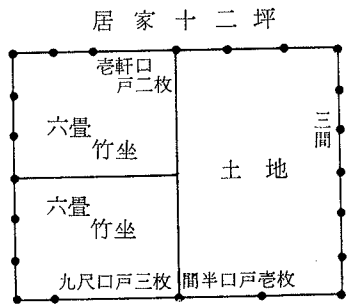
表9 実家と新別家との関係

実家		新別家		艘
軒	畠	軒	畠	
①本	軒 畠 反 0, 1.20	石 0, 1.1.9	2 本百姓	艘 1
②半	軒 畠 香 0, 2.06	0, 0.7	2 半 軒	
③半	軒 畠 香 0, 6.05	0, 3.9.1	1 本百姓	
④半	軒 畠 香 1, 6.08	0, 6.0.8	1 本百姓	
⑤2朱5歩	屋敷畠 0, 0.19	0, 1.1.2	2 門 男	
⑥本 百姓	屋敷畠 0, 0.09	0, 0.3.6	1 本百姓	
⑦本 百姓	屋敷畠 0, 0.19	0, 0.6.9	2 門 男	
⑧本 百姓	屋敷畠 0, 4.16	0, 1.5.9	2 本百姓	
⑨本 百姓	屋敷畠 0, 0.28	0, 1.1.2	2 本百姓	
⑩本 百姓	屋敷畠 0, 0.09	0, 0.2.7	1 門 男	
⑪本 百姓	屋敷畠 0, 3.20	0, 1.9.8	1 門 男	
⑫本 百姓	屋敷畠 0, 0.20	0, 0.8	1 本百姓	
⑬本 百姓	屋敷畠 0, 1.05	0, 0.4.6	1 門 男	
⑭本 百姓	屋敷畠 0, 0.23	0, 0.9.2	1 本百姓	
⑮本 百姓	屋敷畠 0, 0.08	0, 0.2.4	1 門 男	
⑯本 百姓	屋敷畠 0, 0.12	0, 0.3.6	1 門 男	
⑰本 百姓	屋敷畠 0, 0.17	0, 0.5.1	1 門 男	
⑱本 百姓	屋敷畠 0, 0.08	0, 0.2.4	1 門 男	
⑲本 百姓	屋敷畠 0, 0.16	0, 0.4.8	1 門 男	
⑳本 百姓	屋敷畠 0, 0.13	0, 0.3.9	1 本百姓	
㉑本 百姓	屋敷畠 0, 0.07	0, 0.2.1	1 門 男	
㉒本 百姓	屋敷畠 0, 0.18	0, 0.7.2	1 本百姓	
㉓本 百姓	屋敷畠 0, 0.18	0, 0.5.4	1 門 男	
㉔本 百姓	屋敷畠 0, 0.17	0, 0.6.8	1 本百姓	
㉕本 百姓	屋敷畠 0, 0.14	0, 0.5.4	1 本百姓	
㉖門 男	屋敷畠 0, 0.18	0, 0.5.4	1 本百姓	
㉗門 男	屋敷畠 0, 0.18	0, 0.5.4	1 門 男	
㉘門 男	屋敷畠 0, 0.17	0, 0.6.8	1 本百姓	
㉙門 男	屋敷畠 0, 0.14	0, 0.5.4	1 本百姓	
㉚門 男	屋敷畠 0, 0.13	0, 0.3.9	1 本百姓	
㉛門 男	屋敷畠 0, 0.07	0, 0.2.1	1 門 男	

といったことはあまり問題でなかったと考えられる。

別家にさいして住む家はどうか手当したであろうか。住む家なくしては別家できない。別家時の新築ということは、実家から余程の援助がなければ、まず考えられない。せいぜい古家を解体移築するくらいである。これも相当な資金のめどがなければできない。借家貸間といっても、浦集落では町中と異なり貸家貸部屋はないであろう。一般に考えられることは絶家した空屋に住むことである。この場合戸籍上は断絶軒の再興となる。住居の問題は、戸籍帳の分析からは具体的な答はでてこない。ところで当時の百姓家の新築の事例があるので紹介する。鶴江の沖合の肥島でのことである。文政七年から吉田宰判の百姓新右衛門が否起しや新開で四町七反余も開き、育四人を新百姓に仕居えた。そして場所柄今後のこともあるからとして、「居屋」の建築費の貸与を申出ている。その金額は「居屋牛屋共一軒二付六五〇目」で、四軒分貳貫六百目を申請した。広さは居屋十二坪牛屋四坪であった。この願いに對し、「郡方御仕渡一紙」の内から無利子九ヶ年々賦の貸与を認められた。居屋の間取りは図2

図2 肥島新百姓住宅図



のようである。六坪の土間と六畳二間。竹坐というので、床は板張りではなく竹を並べ敷いたものである。押入れはない。土間は農作業場を兼ね、隅には炊事場があったと思われる。浦方では牛屋は不要であるし、土間も六坪はいらな

五人 口

人口の動態を戸籍帳巻末の集計によって表示したのが表11である。総計の数値を眺めると、二こぶラクダの背のように二つの山をもつたならかなカーブをえがきながら増加していることが読みとれる。一つの山は天保七年で、すべての階層で高くなっている。ところが翌八年から減少（前年比四・五%減）に向う。この減少は天保七年の凶作が影

表11 人口の動態

年 (AD)	男			女			総計
	本百姓	門男	小計	本百姓	門男	小計	
文政 9 (26)	218	118	336	184	119	303	639
10 (27)	218	119	337	185	116	301	638
11 (28)	221	118	339	186	115	301	640
12 (29)	221	118	339	185	118	303	642
天和 1 (30)	223	116	339	187	119	306	645
2 (31)	222	116	338	185	117	302	640
3 (32)	220	119	339	183	118	301	640
4 (33)	220	120	340	188	117	305	645
5 (34)	223	119	342	193	118	311	653
6 (35)	226	121	347	198	117	315	662
7 (36)	231	125	356	205	120	325	681
8 (37)	231	111	342	195	113	308	650
9 (38)	225	104	329	184	111	295	624
10 (39)	224	101	325	181	107	288	613
11 (40)	224	117	335	187	117	304	639
12 (41)	228	106	334	194	114	308	642
13 (42)	224	111	335	202	126	328	663
14 (43)	248	107	355	209	119	328	683
弘化 1 (44)	256	109	365	214	122	336	701
2 (45)	253	110	363	213	121	334	697
3 (46)	253	108	361	218	121	339	700
4 (47)	257	110	367	225	122	347	714
嘉永 1 (48)	264	111	375	230	122	352	727
2 (49)	261	115	376	228	122	350	726
3 (50)	265	115	380	234	129	363	743
4 (51)	268	114	382	235	129	364	746
5 (52)	257	145	402	226	121	347	749
6 (53)	263	146	409	227	120	347	756
安政 1 (54)	259	148	407	231	120	351	758
2 (55)	263	145	408	236	120	356	764
3 (56)	260	146	406	238	125	363	769
4 (57)	265	139	404	240	127	367	771
5 (58)	255	142	397	242	125	367	764
6 (59)	249	134	383	239	123	362	745
万延 1 (60)	247	134	381	240	124	364	745
文久 1 (61)	250	135	385	241	128	369	754
2 (62)	249	134	383	246	130	376	759
3 (63)	244	129	373	233	130	363	736
元治 1 (64)	250	131	381	232	125	357	738
慶応 1 (65)	255	131	386	231	126	357	743
2 (66)	253	132	385	240	126	366	751
3 (67)	242	132	374	240	126	366	740
明治 1 (68)	243	132	375	246	126	372	747

表12 死亡年令

男	年令	女
7	1	1
34	2~5	37
10	6~10	11
12	11~15	5
26	16~20	9
35	21~25	11
23	26~30	18
21	31~35	7
18	36~40	12
15	41~45	11
9	46~50	13
18	51~55	12
15	56~60	15
14	61~65	16
22	66~70	14
20	71~75	10
11	76~80	8
6	81~85	3
1	86~90	2
1	91	1
318	計	216

年令は数え年

響しているものと考えられる。一〇年を底（七年比一〇%減）に次第に増勢に向い、一四年には七年並みに復帰し、翌弘化元年には七〇〇人台に乗る。ついで安政四年には最高の七七一人になるが、再び減少し、文久三年を底にして増勢に向う。男では嘉永から安政にかけて二つ目の山を作り、その後は減少していく。女の方は嘉永四年に二つ目の山を作ったのち漸減するが、文久二年に第三のそして最高の山を作る。門男の女はその後減少するが、本百姓の女は明治元年に第四の山を作っている。文政九年に対する明治元年の各層の増加率は、男子では本百姓一一%、門男一二%、女では本百姓一三四%、門男一〇六%となる。全体では一一七%、一〇八人の増加である。当時の人の寿命を知るため、死亡者の年令について調べてみた（表12）。この場合全戸籍にあたった。

第一に気付くのは三二八対二一六という男女差である。生存者の男女数にあまり差がない（表11参照）のに、死亡者において大差があるのは、女に関する記載がきわめて雑であるからである。戸籍の書き替え時にいつのまにか戸籍から姿を消してしまう例が多い。また夫の死後「不縁身元帰ル」とあって戸籍

から消える。第二は五歳以下で死亡する乳幼児が多いこと。男では四一人一三%、女では三八人一八%と大変高率である。初めての正月を迎えることなく死亡する乳児は男（七人）の方がはるかに多い。第三は十代の後半から三十歳までの死亡が高いこと。男では一六歳から多くなり、三六歳をすぎると減少する。女では二十歳台が高い。高齢者死亡は、男では五一歳から、女では五歳ずれて五六歳から多くなる。いわゆる「人生五十年」の峠を越してから多くなる。最高齢死亡者は偶然にも男女とも九一歳であった。



二〇歳台を中心に死亡者が多いのは、女では出産という事象が、男では漁獵海上労働が関係すると考えられる。二一歳から三〇歳までの間に死亡した二十九人の女性について、出産と死亡との関係を調べてみた(表13)。年数は通算であるので、二年といっても一二月以内のこともある。二年以内の七人についてもっと詳しくみた。出産の翌日の死が一、七日後が一、三カ月目が一、六カ月目二、九カ月目一、一三カ月目一となる。出産と死亡との間に極めて密接な関係がみられる。現在とくらべて格段に劣る生活環境と過重な労働、そして出産。これが女性の若死の多い原因と考えるのである。

表13 後年産出死亡

1年	4人
2	3
3	4
4	4
5	1
6	1
無子	2
未婚	10
計	29

男については、次のような同一戸籍での同日死亡の例がある。(一)天保一二年一月二十六日好五郎(四三歳、以下同)と茂七(二〇)、(二)慶応二年二月二日権吉(二九)と三五郎(二八)、(三)明治二年二月一日市蔵(四三)と清次郎(二四)と岩松(二八)。育などもあって必ずしも親子兄弟という関係ではないが、同じ家の者である。いずれも壮青年の男子で、冬季の死である。病死というより、漁船の遭難による死と考える方が妥当である。

遭難については表14の事例を紹介する。前記(二)は表14の⑩に該当する。①については、次のような事情であった。「過ル四日、漁業トシテ沖相罷出、見島西沖ニ而長縄ニへ、暮頃罷帰懸ケ候処、俄ニ風相悪敷相成吹流れ、同夜八ツ時比ニ而可有之、漸妙政寺下まで漕付、折柄大北風ニ相成、高浪ニ而船打たき、八人之内次郎右衛門世忰市松志人相助り、残七人之者溺死仕候」と。表14中の沖合というのは見島周辺を指すものである。助かった市松はその時一二歳であった。当時は、一二歳ともなれば一人前の舸子として認められ、沖合見島まで出漁していたのである。表14ならびに他の遭難事例から、当時の漁船は、一人の船頭に三人もしくは二人の舸子が乗組むほどの大きさの漁船であった。以上の例から戸籍にある同日の死は遭難死と考えて間違いない。さらに十六歳以上の若年層の死者の多さは、

表14 鶴江浦遭難者

No	年月日	遭難者	場所	原因	結果
①	天保13.12.4	与一左衛門ら	7人	浪高浪	溺死
②	安政14.6.17	松之丞ら	1人	風高浪	溺死
③	安政6.6.13	吉蔵ら	8人	風風雨	溺死
④	安政6.12.1	清吉次郎ら	3人	風風雨	溺死
⑤	安政6.12.11	卯次郎ら	4人	風風雨	溺死
⑥	安政6.12.20	五音松吉ら	3人	風風雨	溺死
⑦	安政1.2.28	安張松吉ら	8人	風風雨	溺死
⑧	安政2.2.9	安張松吉ら	4人	風風雨	溺死
⑨	安政2.11.1	安張松吉ら	10人	風風雨	溺死
⑩	安政2.11.2	安張松吉ら	7人	風風雨	溺死
⑪	安政2.12.2	安張松吉ら	7人	風風雨	溺死

①⑦外に助かった者各1人、③外に他浦の死者44人が、⑩外に玉江浦船頭1人の死亡があった。

海上労働の危険性によると考えるのも妥当であろう。

婚姻出稼等による人の移動については、戸籍への記入の不備が多いので拙出作業をとりやめた。たゞ戸籍帳を通覧しての感じでは、通婚圏は萩周りを中核に、東は海岸線をたどって江崎(田万川町)、西は瀬戸崎(長門市)、内陸部は紫福(福栄村)生雲・徳佐(阿東町)、沖は見島(萩市)の範囲のようである。これ以外の遠隔地としては、畑村(山口市)から養子が、仁保村(同)、田布施村(田布施町)、鹿野市(鹿野町)、船路村(徳地町)から嫁が来ている例がある。

文政九年から明治まで続く九九家について、戸主の中から養子として入家した者の出身地を調べてみた(表15)。戸主の累計は二三七人で、養子は七〇人であった。養子のうち一五人は出身地不明で、三八人は鶴江浦の者であった。残り一七人は同じ阿武郡内か西隣りの大津郡の出身である。家来というのは、例えば「児玉清八様御内ヨリ送り手形を以テ来ル」というもので、寺というのは「永照寺ヨリ……」というものであった。育な

表15 子の出身地

浦崎	38
畑町	22
津	2
井崎	1
浦雲	1
明来	1
寺	15
計	70

どもにこういふ記述が数多く見られるのが鶴江浦戸籍帳の特色である。

このほか目立つものに、「何某後家」というのがある。これも海難死にかゝるものであろうか。また双生児出生

の例が二件ある。一つは天保八年二月二九日生、鶴松と亀松。安政五年父の死後鶴松が戸主となるが、のち(年不詳)亀松が戸主となる。鶴松が何故戸主でなくなったのか不明。新しい亀松の戸籍には鶴松の記載はない。他の例は嘉永二年一〇月一〇日生、亀松とつる。二枚目の戸籍にはあるが、三枚目の戸籍では両名の記載がなくなる。鶴江浦の戸籍帳では、このようにして突然なくなる例が多い。それはともかく長寿吉祥の代名詞である鶴と亀を名につけたことに興味ひかれる。出奔の事例は一件もない。他に見ない例である。出奔は異常な出来事であって、無いのを正常とする。しかし無ければないで気にかゝる。鶴江浦の生活は平安であったのか、それとも記載もれであろうか。

## おわりに

以上鶴江浦戸籍帳の分析を試みてきた。鶴江浦の戸籍帳は法令どおりに作成記載されていないので、精確な指数の抽出ができないという障害があった。浦方の戸籍帳の分析は初めてであるので、比較の対象がない。農村部との比較は産業構造が異なるので、単純には行なえない。しかし鶴江浦の特徴としては、次のような面がうかがいあがる。

社会構成の基本となる家は、断絶軒が少ないように思う。ただこれには、文政九年次の戸数が年度集計(表2)よりも少ないので、断絶軒の戸籍がはぎとられた可能性もあるという附帯条件つきであるが、戸数も減少することなく漸増するので、貧しいながらも比較的安定した集落といえよう。新別家は浦内からの別家が多いのは当然として、非漁業地からの、そして漁業未経験者の別家が少なくないことである。漁業は特殊な技能経験を必要とするので、浦方からの別家かと思ったが、案に相違した。次に、幕末期においては、軒役によってその家の家産状況を推定し、階層分析を行なうことは問題があることを再確認した。鶴江浦は漁業集落であるので、各家の持つ田畠畝石は当然低い。本百姓はいわれるような畝石を持たない。より重要なことは漁船の所有である。漁船を持たない本百姓も居れ

ば、二艘持つ門男もいる。軒役をきめる基準は地方とは異なると思うが、その基準はわからない。軒役は固定化するという通説に対し、鶴江浦では変動する例を多くみるのである。変動は浦方の特殊性といえようか。鶴江浦は漁業集落であるが、防長三六万石の城下町萩を背景として、玉江浦とともに早い時期に沖合漁業に転換したようである。男には海上労働が、女には出産が関係して若年死亡の者が多いが、一方では「人生五十年」をのりこえて長寿を全うする人も意外に多い。

産業構造が異なると社会生活も交ってくる。未着手の他地域の戸籍帳の分析を続け、再度鶴江浦に帰って点検をくりかえし、幕末期の社会相を明らかにしたいものである。終りに、史料の利用についてご快諾いただいた村木知幸氏に篤くお礼を申し上げます。

註① 「当島宰判紫福村戸籍に関する一考察」山口県文書館研

六五頁

究紀要7、「幕末期阿武郡明木村の農民構成」同8、「幕末

7 註①参照

期瀬戸内村落の社会構成について」同9。

8 「村方役人心得覚」(『山口県史料近世編法制上』二〇二

② 「戸籍一件控—戸籍仕法—」 県庁伝来旧藩記録 山口県文書館蔵

頁)

③ 県庁伝来旧藩記録 山口県文書館蔵

9 『防長風土注進案研究要覧』—本百姓—一五三頁

④ 「戸籍御根帳目録下」 同前

10 註①参照

11 「旧藩漁業制度取調書」 鶴江浦の条には「旧藩時ノ漁業

⑤ 家の興廢の激しいことはこれまでの戸籍帳の分析(註①参照)の結果からいえる。

ニ於テハ藩庁ヨリ免許ヲ受ケシ事ナク、只浦引受海上石ヲ上納」とある。県庁文書 山口県文書館蔵

⑥ 『防長回天史』第一編一の一六六頁、「佐藤寛作手控」一

12 浜崎浦、玉江浦、三見浦、小畑浦、越ヶ浜浦、大井浦、鶴

江浦

- ⑬ 『防長地下上申』三六一～三六四頁
- ⑭ 「浜崎宰判本控」天保八年二月条。このとき鶴江浦は「当夏洪水已来漁業等も暇々と不相成、其上不漁ニ而…及飢之体ニ」として、生活困窮者一九四人に対し、六石六斗七升五合の生活扶助を申請した。その申請文。両公伝史料 山口県文書館蔵

⑮ 前掲「本控」天保一三年二月条。表14の①の遭難に関する生活扶助の申請文。

⑯ 前掲「本控」天保一五年五月条。

- ⑰ 前掲「本控」安永七年六月の条に、「一、拾式歩 右私弟正右衛門儀別家仕せ新百姓仕居仕度奉存候処、鶴江浦之儀ハ家普請等可仕余地無御座差間罷居申候、然所当浦須口之方家はつれ年来芥等持捨、自然と埋り空地エ相成居候間私へ被遣候と」と下付を求めている。天明二年八月の条には、「一、浦屋敷地新開九歩」とある。いずれも屋敷地で、家の広さではない。

⑱ 『毛利十一代史』天保八年一月二十九日条、幕府上申の概要

⑲ 前掲「本控」より鶴江浦に関するもののみ抽出した。これ

- らの事例は、遺族が生活に困窮したので生活保護を申請したために記録に残ったものである。本文の(一)(三)は「本控」に残っていない。申請しなかったのかも知れない。申請によると船頭の死には米四斗あるいは銀四十匁、胴子には米二斗か銀二十匁の扶助を求めている。①については、「四斗 鶴江浦漁船々頭千吉與一左衛門、式斗 同人次男胴子政蔵、右之者残家内四人ニ而、父千吉六拾歳余ニ罷成、母菅人、与一左衛門妻、子供菅人式才位之男子罷居候事」とある。他は省略
- ⑳ 前掲「本控」万延元年七月の条には、「浜崎才判之儀…：無抛次三男等も他持仕、右之縁ニ而裁市中其外養子ニ参リシモノ多く候付戸籍相増候目途無之」とあって、出稼養子で浦を出る者の多いことが知られる。そこで流出を防ぎ稼業を盛んにするために網頭・四十物仲買頭取・魚屋頭取・八百屋頭取・干鰯場頭取などの頭取免許を申請している。
- ㉑ 注⑭参照。⑭のような扶助を度たび求めている。